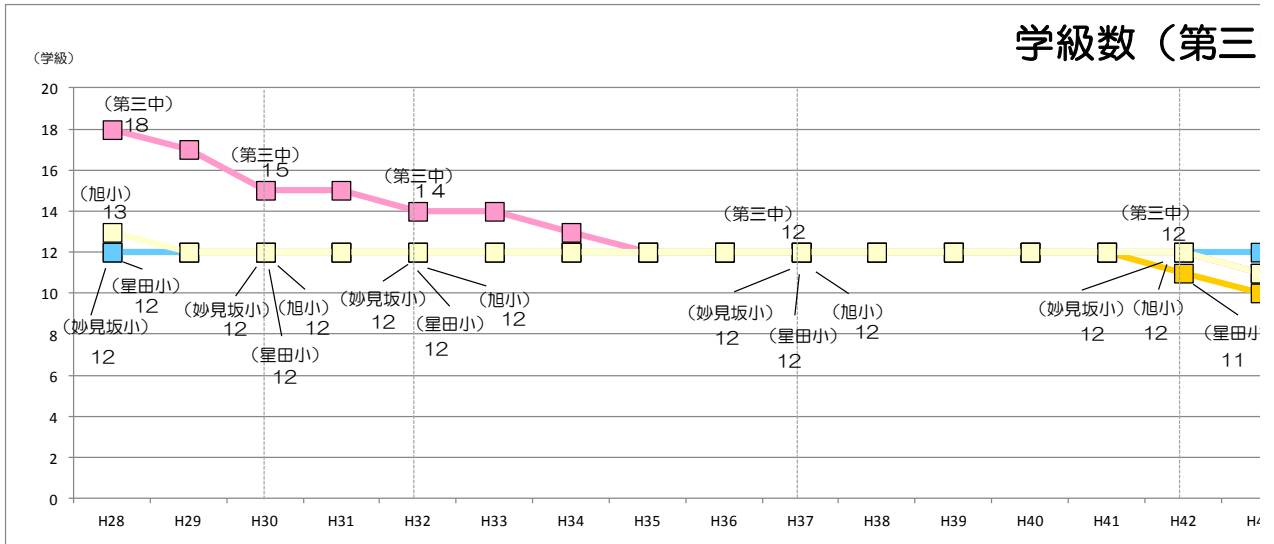
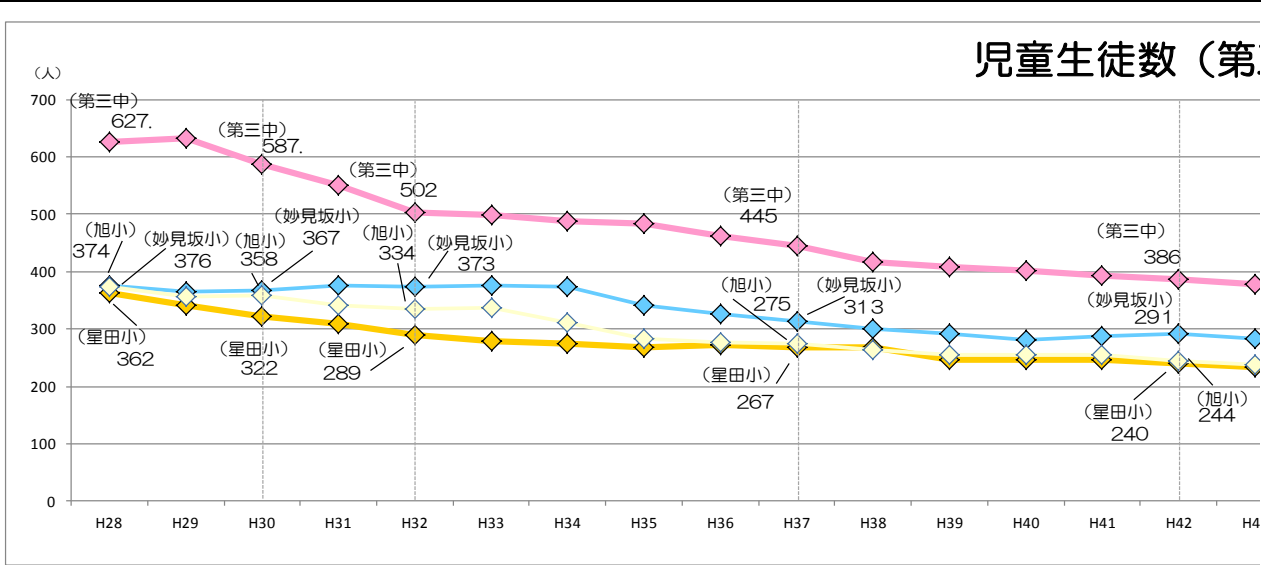


資料38 第三中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計



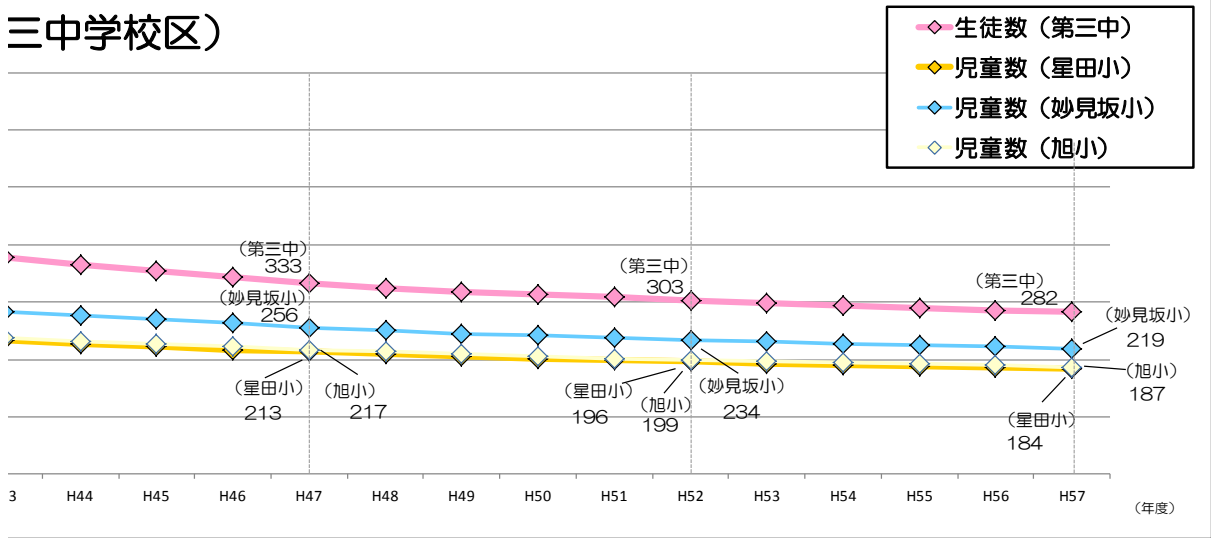
	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第三中学校	生徒数	627	633	587	550	502	498	488	483	463	445	416	409	401	394
	学級数	18	17	15	15	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12
皇田小学校	児童数	362	341	322	308	289	279	275	269	273	267	268	247	247	247
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
妙見坂小学校	児童数	376	366	367	376	373	375	373	342	326	313	301	292	280	288
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
旭小学校	児童数	374	356	358	341	334	336	311	284	277	275	264	256	255	255
	学級数	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

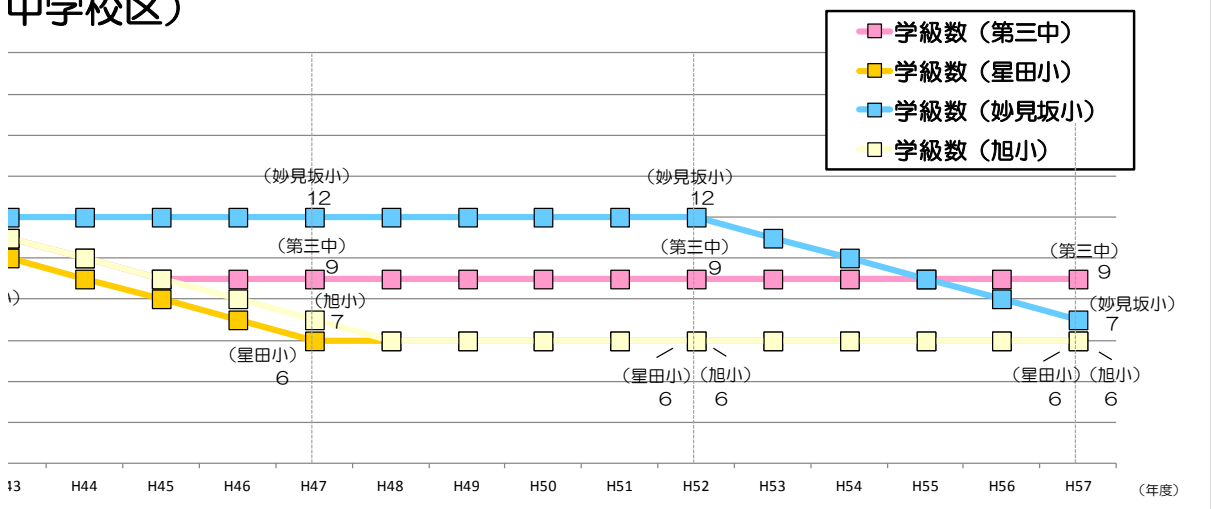
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

三中学校区)



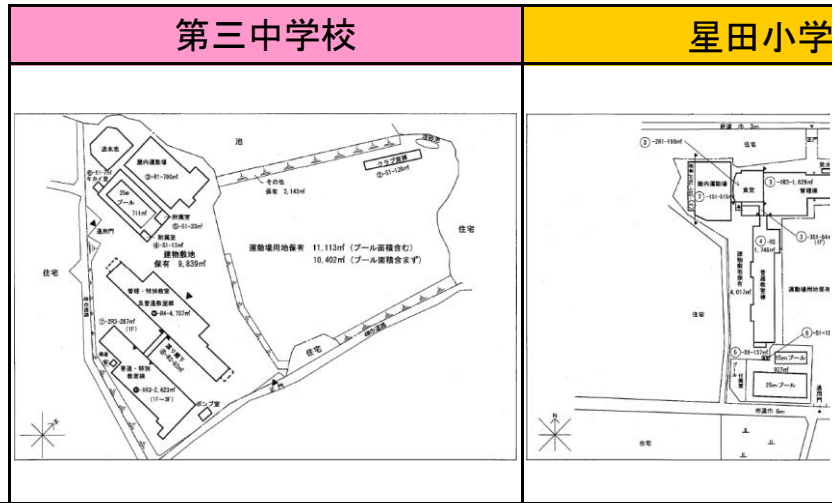
中学校区)



H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
386	377	366	355	344	333	324	317	313	308	303	298	293	289	285	282
12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
240	234	228	222	217	213	209	205	201	198	196	193	191	188	186	184
11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
291	284	277	270	263	256	251	245	241	237	234	231	228	225	222	219
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	8	7
244	237	232	227	222	217	213	209	205	202	199	197	194	192	190	187
12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)



敷地面積		23,095m ²	11,169m ²
運動場面積		11,113m ²	7,152m ²
延床面積		8,788m ²	4,916m ²
建築年度	校舎※1	1974(S49)年(建築後44年)	1961(S36)年(建
	体育館	1975(S50)年(建築後43年)	1966(S41)年(建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	×	○
長寿命化した場合の残存年数	校舎	36年(建替時期:平成66年)	23年(建替時期:
	体育館	—	28年(建替時期:
健全度評価※2	校舎	60	35
	体育館	100	92

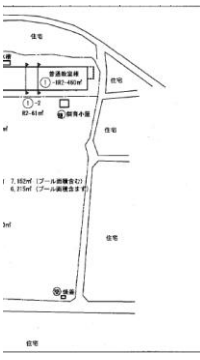
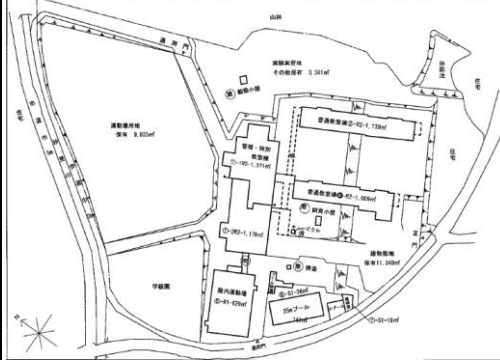

※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m²以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = \text{校舎の健全度}$$

H30.3時点

校	妙見坂小学校	旭小学校
		
n ²	25,271m ²	19,735m ² (第三給食センター跡地1,322m ² あり)
l ²	10,582m ²	11,098m ²
l ²	5,862m ²	5,200m ²
建築後58年)	1973(S48)年(建築後45年)	1976(S51)年(建築後42年)
建築後52年)	1974(S49)年(建築後44年)	1977(S52)年(建築後41年)
	○	○
	×	×
平成53年)	35年(建替時期:平成65年)	38年(建替時期:平成68年)
平成58年)	—	—
	70	67
	31	30

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいくほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

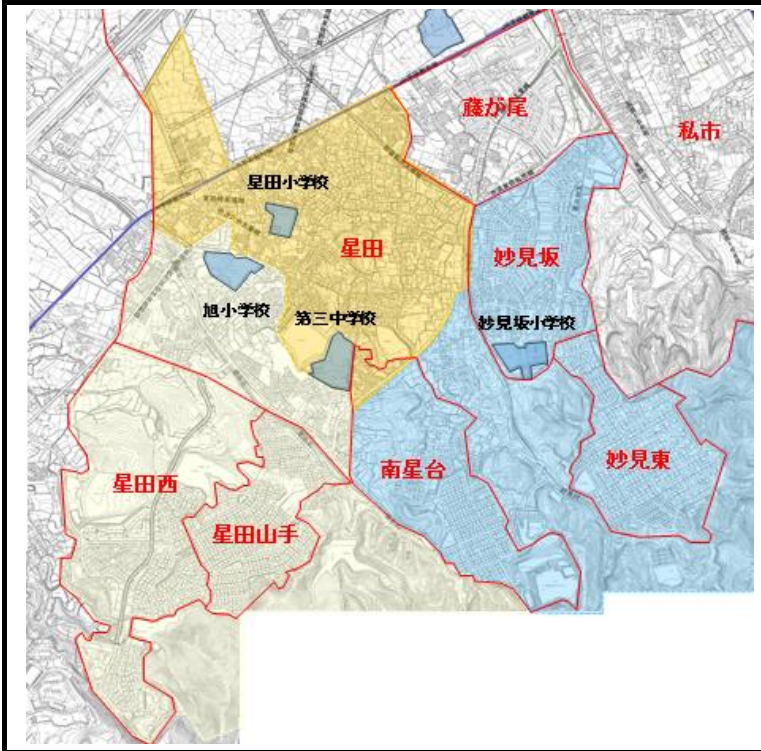
A: 概ね良好

B: 安全上、機能上、問題なし

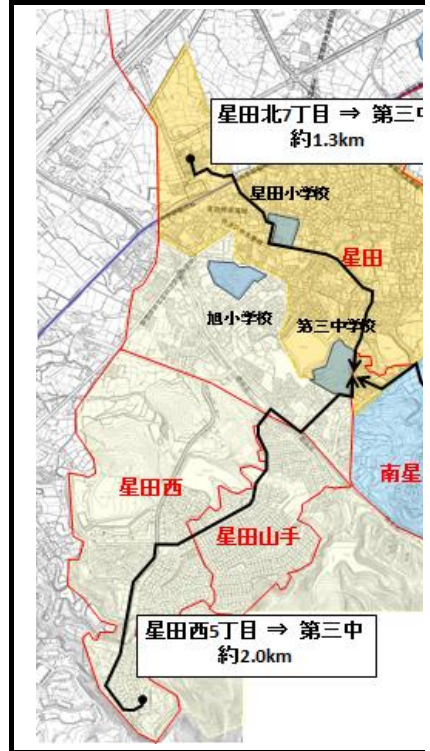
C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

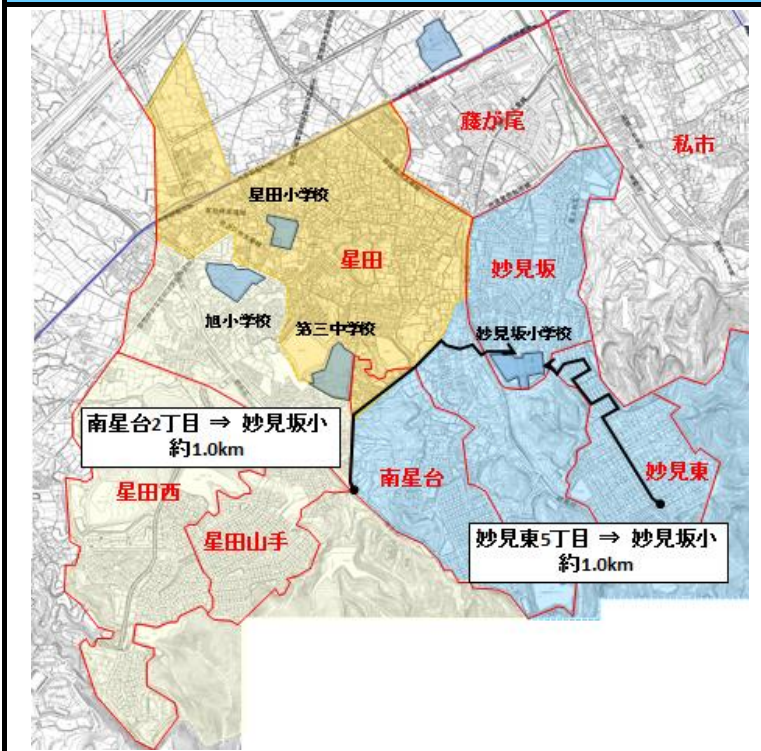
(1) 第三中学校区の地区図・小学校区図



(2) 第三中学校への通学距離



(4) 妙見坂小学校への通学距離



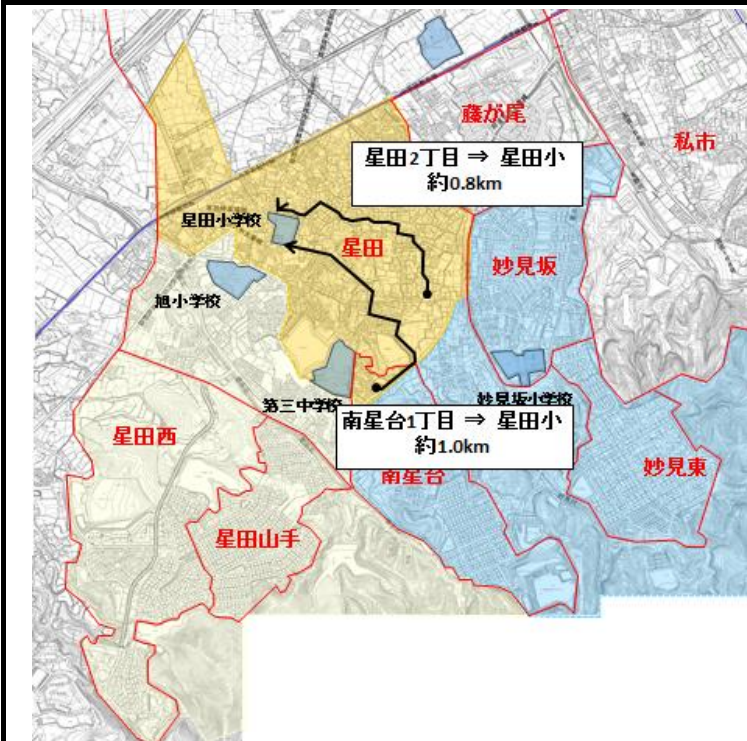
(5) 旭小学校への通学距離



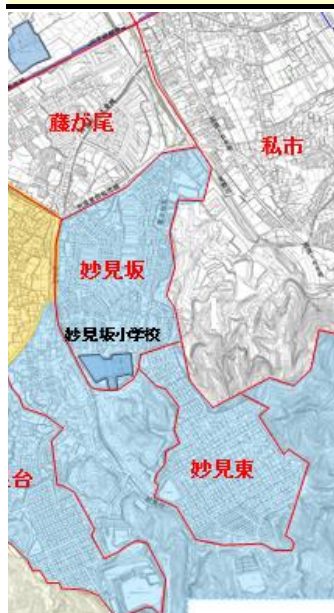
通学距離



(3) 星田小学校への通学距離



学距離



【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区(第四中学校区)であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。
 南星台地区・・・大部分は妙見坂小学校区であるが、一部星田小学校区であり、2小学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針(望ましい通学距離について)

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料4 1 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（1）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(1)	星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化 (特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	1. 星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、第三中学校区の各学校で、適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目の影響による児童数の増加が推計予測を下回った場合には、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。 (・星田北7丁目の影響による児童数の増加を注視しながら、実施する必要がある。)
学校統合案(1)			星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) ・課題③が残る。
学校統合案(2)			※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.6km) (星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学となる) ・課題③が残る。
学校統合案(3)			星田小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約2.2km)	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。
学校統合案(4)			星田小学校・旭小学校を統合	旭小学校敷地	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約1.9km) ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・課題②が残る。
学校統合案(5)			妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km)(星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(6)			旭小学校敷地	旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7)			星田小学校敷地	星田小学校敷地	・課題②及び③が解消される。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。
学校統合案(8)			妙見坂小学校敷地	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km)
学校統合案(9)			旭小学校敷地	旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.1km)
小中学校統合案(1)	星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・課題③が残る。	
小中学校統合案(2)	妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校の統合		第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) (星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。)	
小中学校統合案(3)	星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)	

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（2）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(2)-①	星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区 星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし ※前述の学校統合案(7)と最終的に同じ ※前述の学校統合案(8)と最終的に同じ ※前述の学校統合案(9)と最終的に同じ	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 3. 星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。	・校区変更箇所が多いため、将来、各学校が適正規模を確保することができるかの推計が困難である。 ・今後さらなる校区変更の可能性がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(2)-②			1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部(南星台)を妙見坂小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(10)			星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(11)			星田小学校・妙見坂小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km) ・(星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる)。 ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7)			星田小学校敷地	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。	・課題①及び②が解消される。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.1km)
学校統合案(8)			妙見坂小学校敷地	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)	・課題①及び②が解消される。 ・課題①及び②が解消される。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・(星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(9)			旭小学校敷地	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.1km)	・課題①及び②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.1km)
小中学校統合案(4)			星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km) ・(星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案(3)	星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)		

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（3）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット	
校区変更案(3)	星田北6.7.8.9丁目⇒星田小学校区 ※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	1. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。	
学校統合案(12)			妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)(星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。	
学校統合案(13)				旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。	
小中学校統合案(5)			妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	第三中学校敷地	・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) (星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。)	
小中学校統合案(6)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	※星田北6.7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)
校区変更案(4)-①			星田北6.7.8.9丁目⇒旭小学校区 ※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 3. 星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。
校区変更案(4)-②	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部(南星台)を妙見坂小学校区へ校区変更	—			・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。	
学校統合案(14)	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地			・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。	
学校統合案(15)		妙見坂小学校敷地			・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。	
小中学校統合案(7)	星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。			第三中学校敷地	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。	
小中学校統合案(6)	星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	※星田北6.7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)			第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)

第三中学校校区の適正配置案（一覧表）（4）

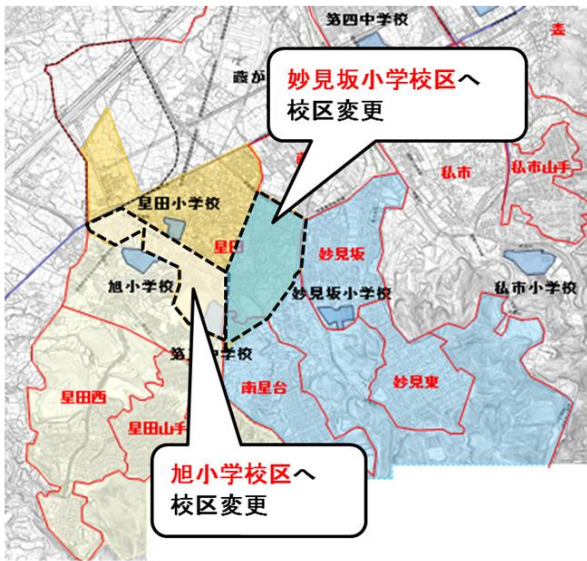
案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(5)			1. 星田小学校校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 2. 旭小学校校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(9)①	(1) 星田北7丁目 → 星田小学校区		1. 星田小学校校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 2. 旭小学校校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北6丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(6)②	星田北6丁目 → 旭小学校区 星田北8.9丁目 → 星田or旭小学校区	① 将来的な星田小学校の小規模化	1. 星田小学校校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 2. 旭小学校校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更 (3. 藤が尾小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更)	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(16)	※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし	② 将来的な妙見坂小学校の小規模化	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
学校統合案(17)	または、 (2) 星田北7丁目 → 旭小学校区	③ 将来的な旭小学校の小規模化	※星田北7目目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.6km)(星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
学校統合案(18)	星田北6丁目 → 星田小学校区	④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。)	妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)(星田4丁目や星田北6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(19)	星田北8.9丁目 → 星田or旭小学校区	※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	※星田北6目目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	旭小学校敷地	・課題②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいで、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案(8)	※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし ※右記の配置案は(1)の場合で作成		星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(9)	(星田北6丁目と7丁目ではピーク時で50人程度の人数差が見込まれている。)		妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) (星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(6)	※前述の小中学校統合案(6)と最終的に同じ		星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（5）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット	
学校統合案(20)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区(第四中学校区) ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・課題③が残る。	
学校統合案(21)				妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・課題③が残る。	
学校統合案(22)			星田小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約2.2km)	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。	
学校統合案(23)				旭小学校敷地	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約1.9km) ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・課題②が残る。	
学校統合案(24)			妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)(星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
学校統合案(25)					旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
学校統合案(26)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	星田小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(27)					妙見坂小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(28)					旭小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.1km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(10)			星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・課題③が残る
小中学校統合案(11)					第三中学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・(新)小中学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

資料4 2 第三中学校区の適正配置案（配置図）

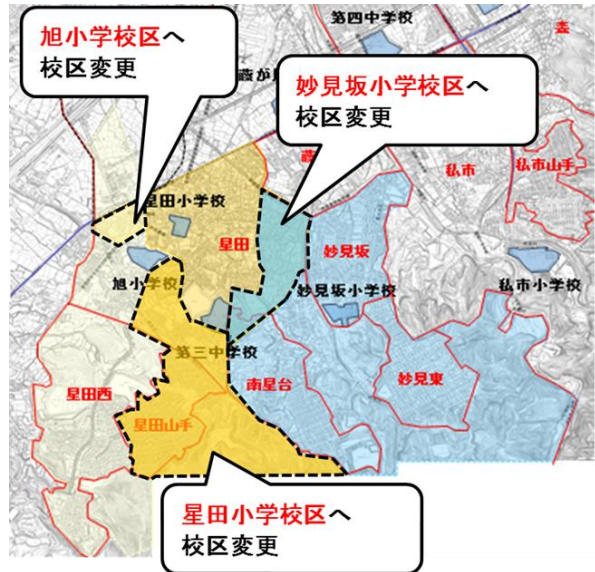
校区変更案(1)



【校区変更案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校区の一部を、
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

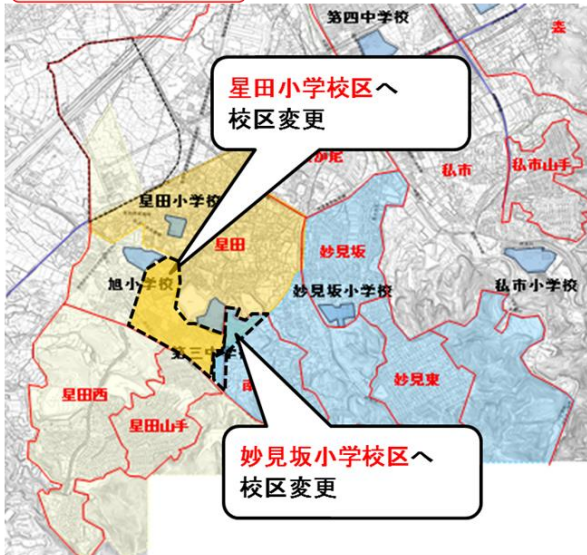
校区変更案(2)－①



【校区変更案(2)－①の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

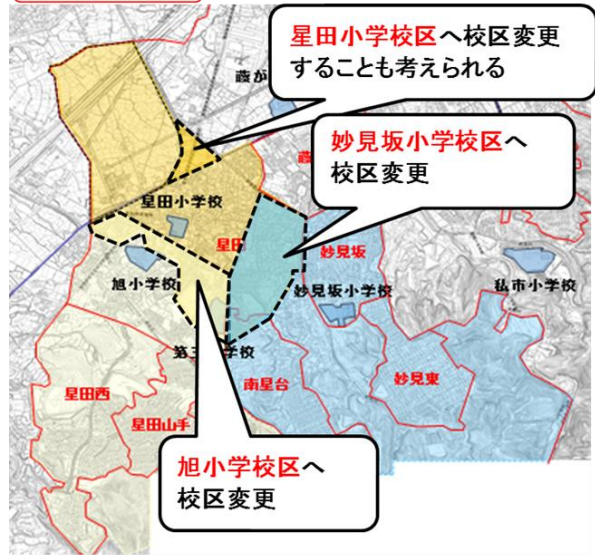
校区変更案(2)－②



【校区変更案(2)－②の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・旭小学校区の一部を
星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更

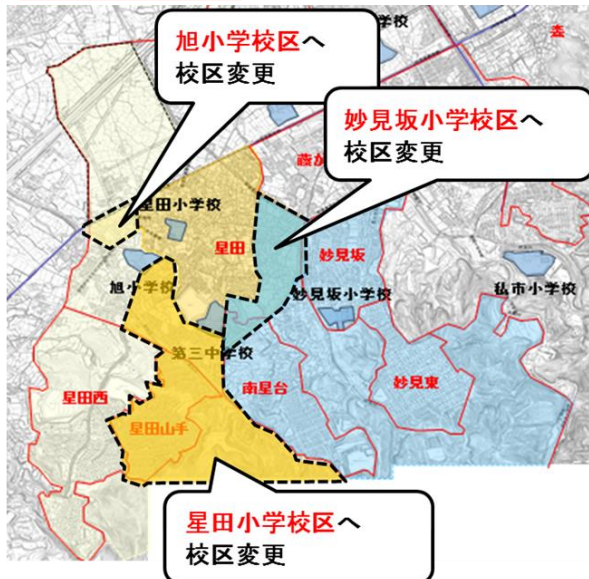
校区変更案(3)



【校区変更案(3)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

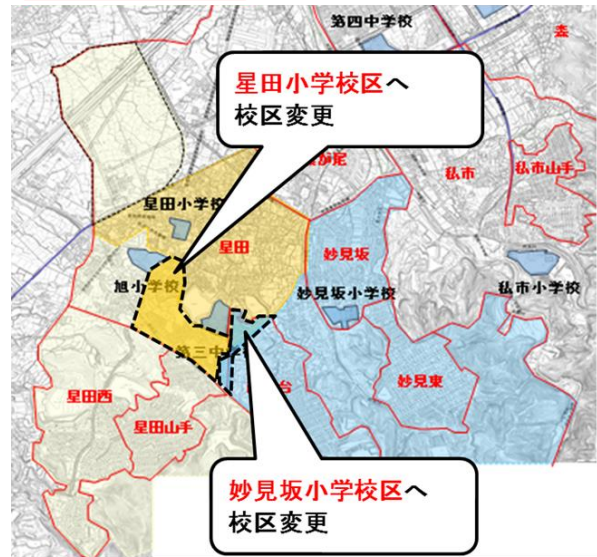
校区変更案(4)－①



【校区変更案(1)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(4)－②



【校区変更案(2)－①の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・旭小学校区の一部を
星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

校区変更案(5)



【校区変更案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
- ・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

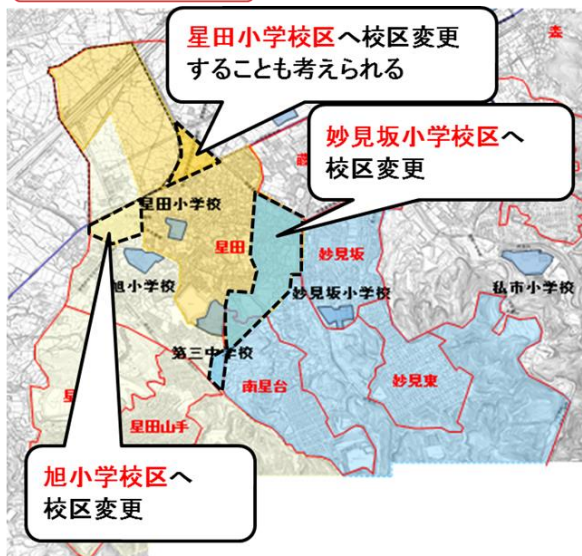
校区変更案(6)－①



【校区変更案(6)－①の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
- ・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

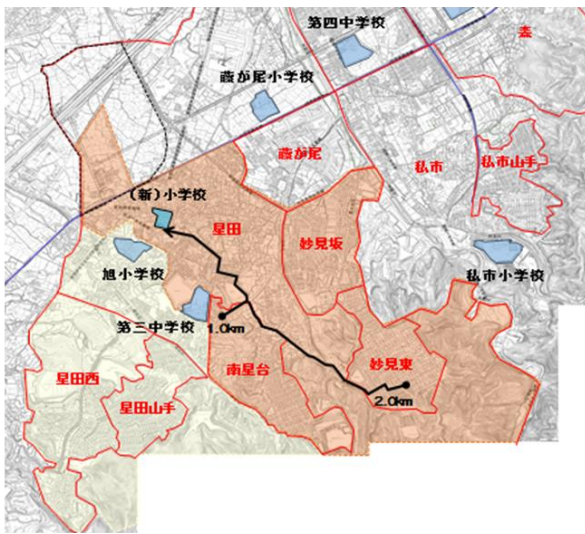
校区変更案(6)－②



【校区変更案(6)－②の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更
(・藤が尾小学校区の一部を星田小学校区へ
校区変更)

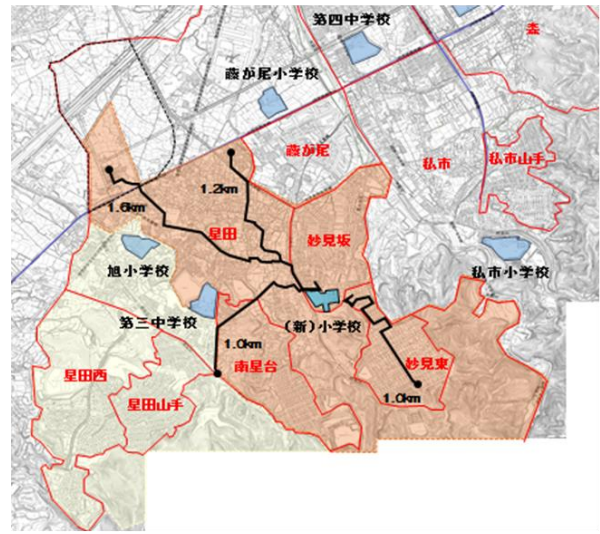
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

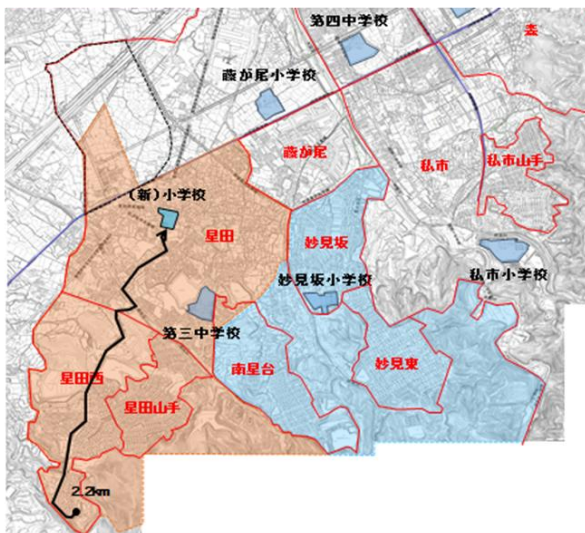
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

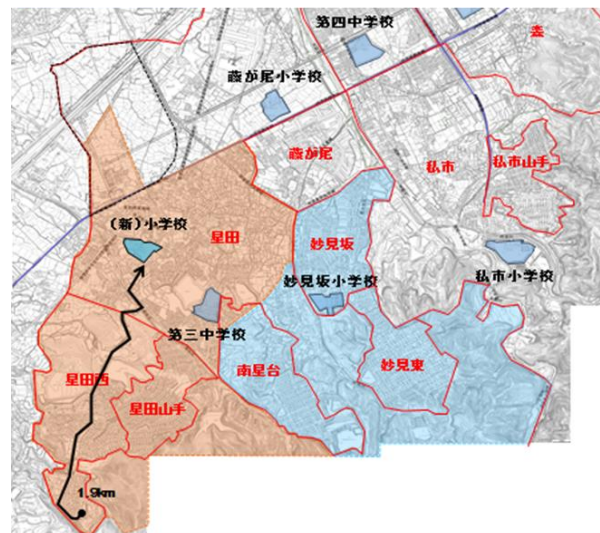
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

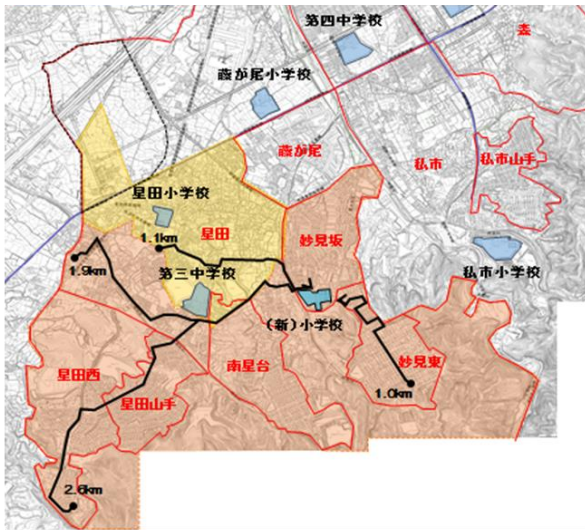
学校統合案(4)



【学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

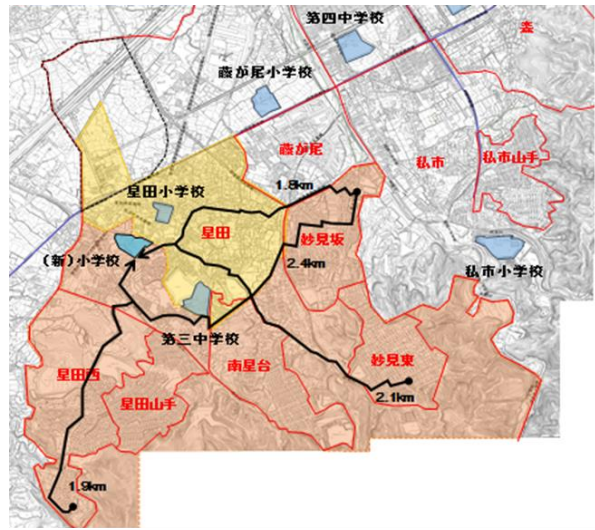
学校統合案(5)



【学校統合案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

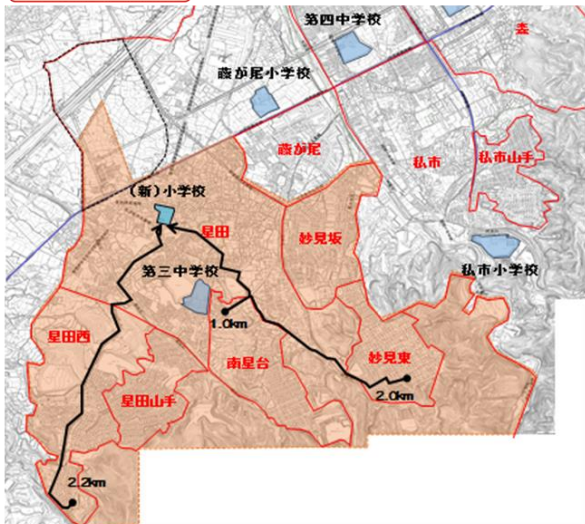
学校統合案(6)



【学校統合案(6)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

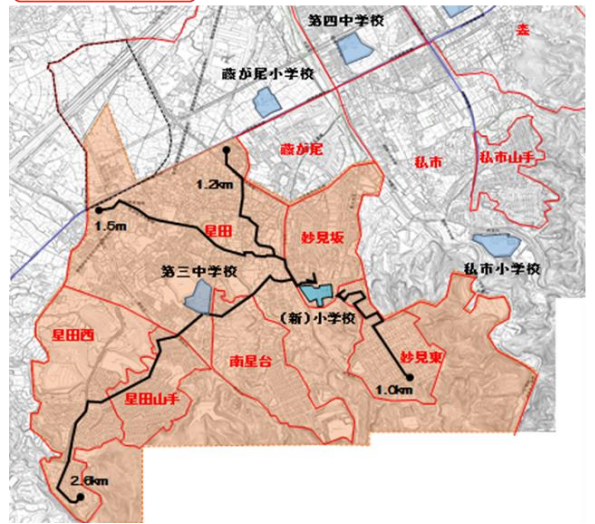
学校統合案(7)



【学校統合案(7)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

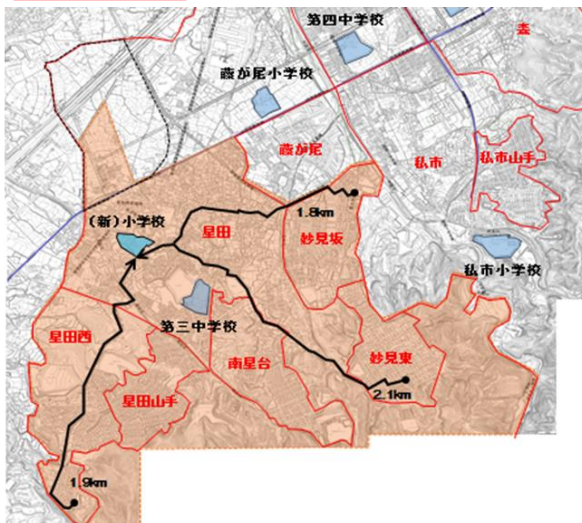
学校統合案(8)



【学校統合案(8)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

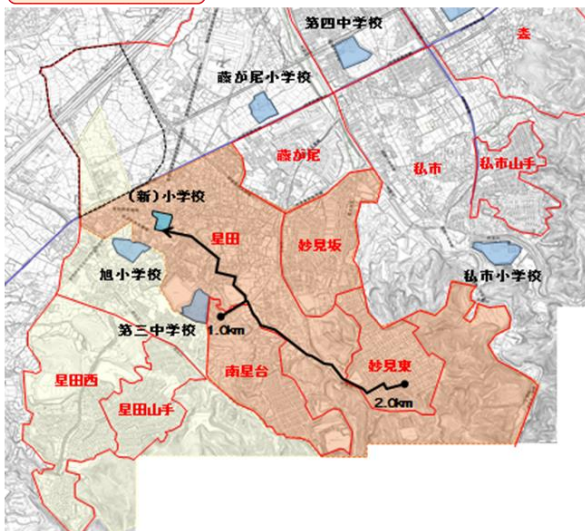
学校統合案(9)



【学校統合案(9)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

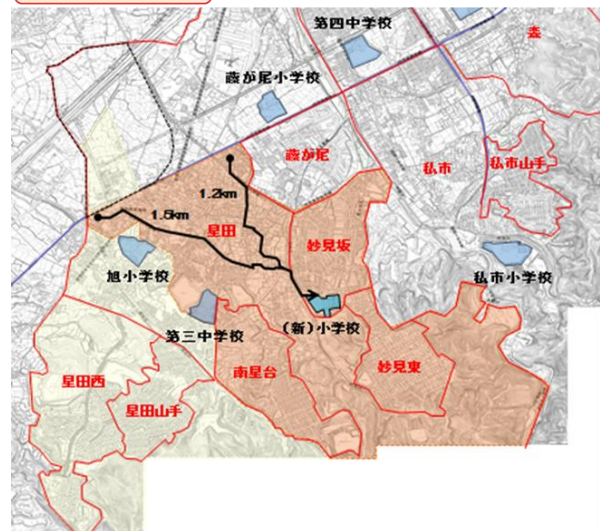
学校統合案(10)



【学校統合案(10)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

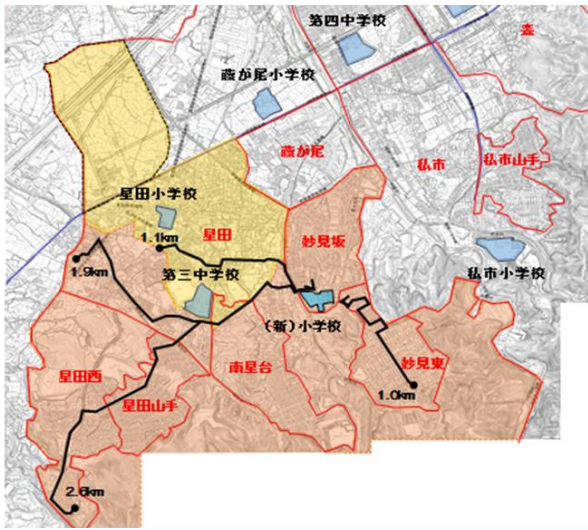
学校統合案(11)



【学校統合案(11)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

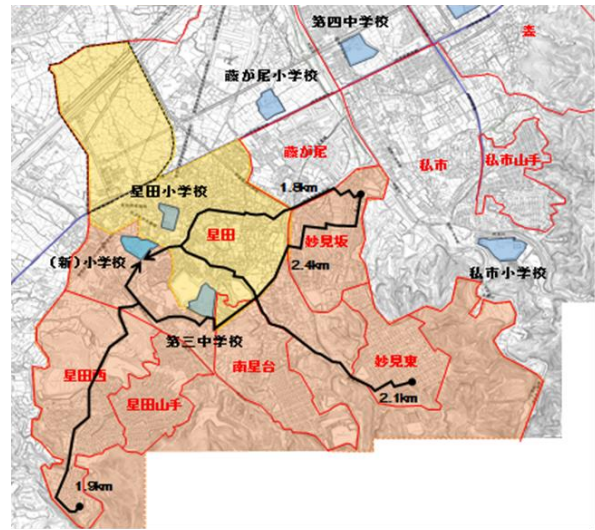
学校統合案(12)



【学校統合案(12)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

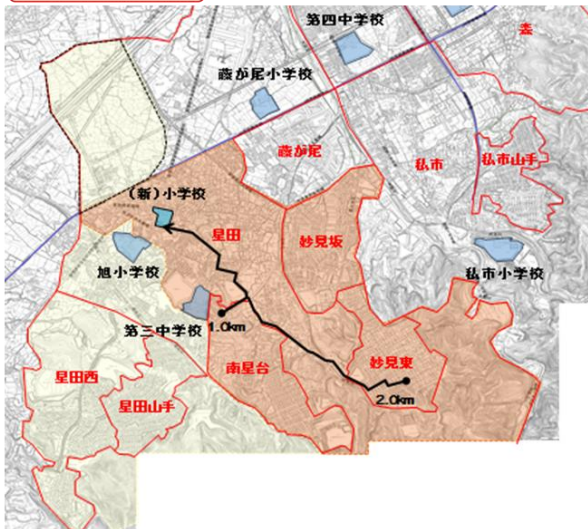
学校統合案(13)



【学校統合案(13)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、旭小学校敷地に新しい小学校を設置

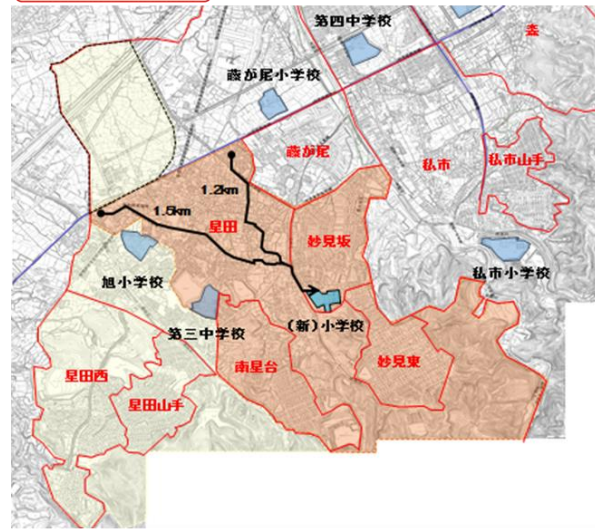
学校統合案(14)



【学校統合案(14)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、星田小学校敷地に新しい小学校を設置

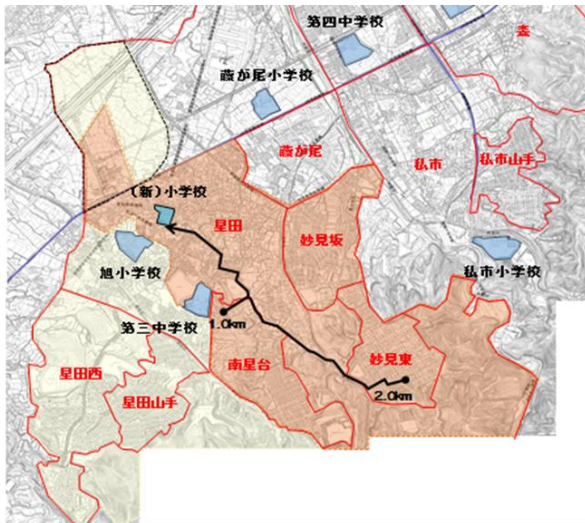
学校統合案(15)



【学校統合案(15)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

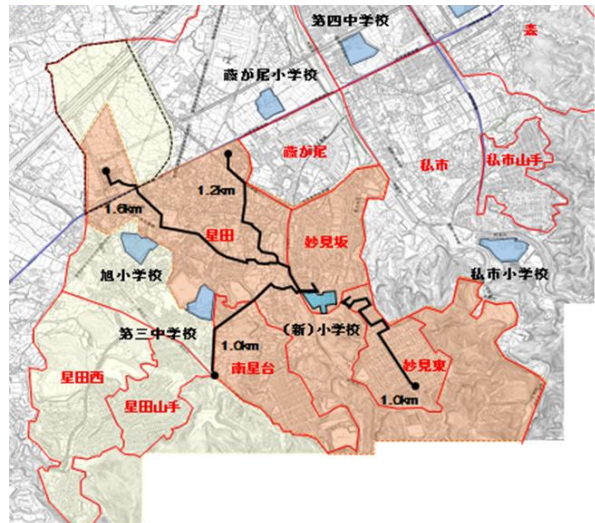
学校統合案(16)



【学校統合案(16)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

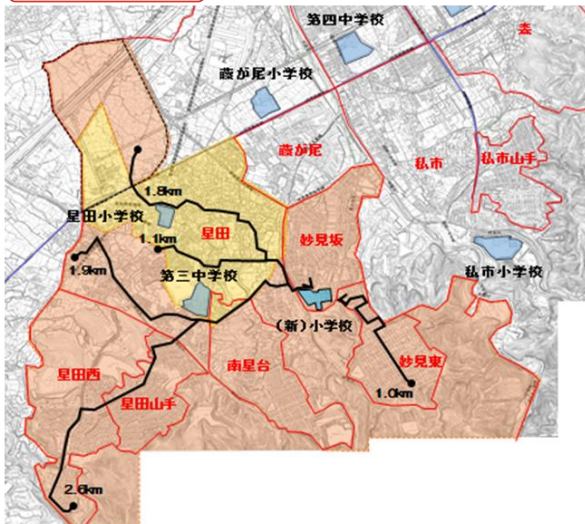
学校統合案(17)



【学校統合案(17)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

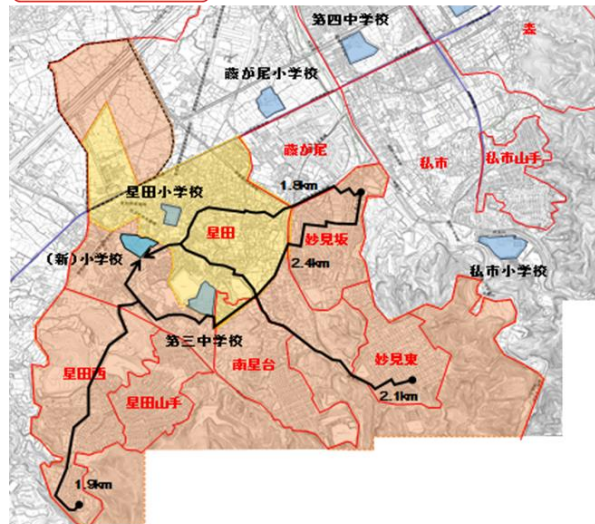
学校統合案(18)



【学校統合案(18)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

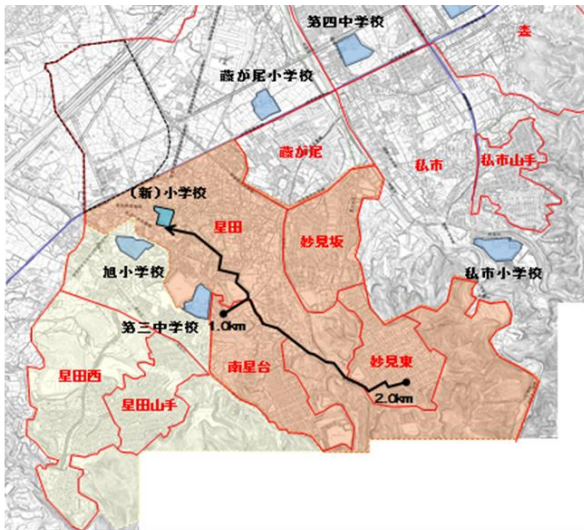
学校統合案(19)



【学校統合案(19)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

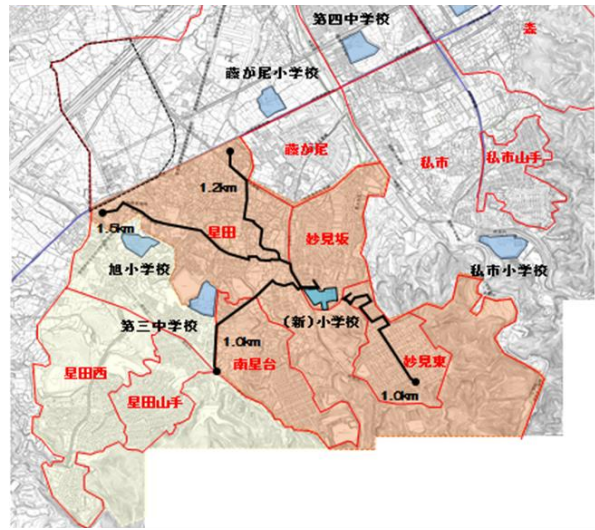
学校統合案(20)



【学校統合案(20)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、星田小学校敷地に新しい小学校を設置

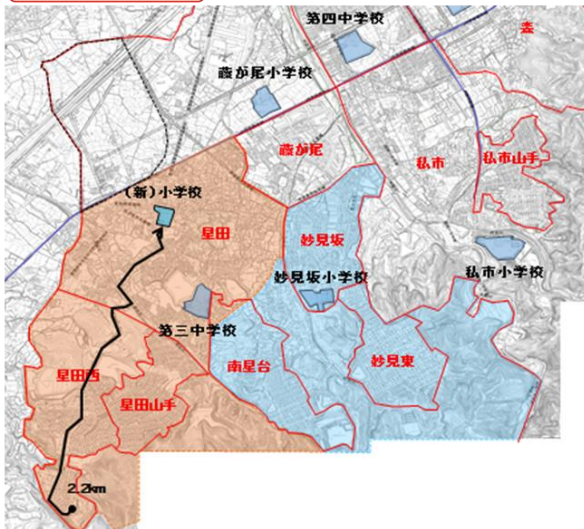
学校統合案(21)



【学校統合案(21)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

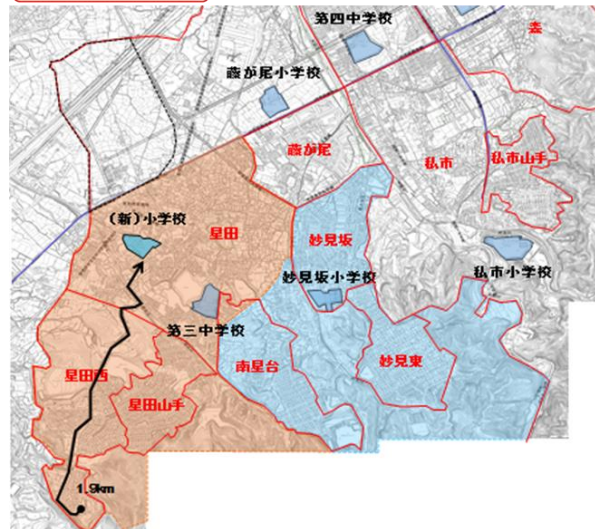
学校統合案(22)



【学校統合案(22)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、星田小学校敷地に新しい小学校を設置

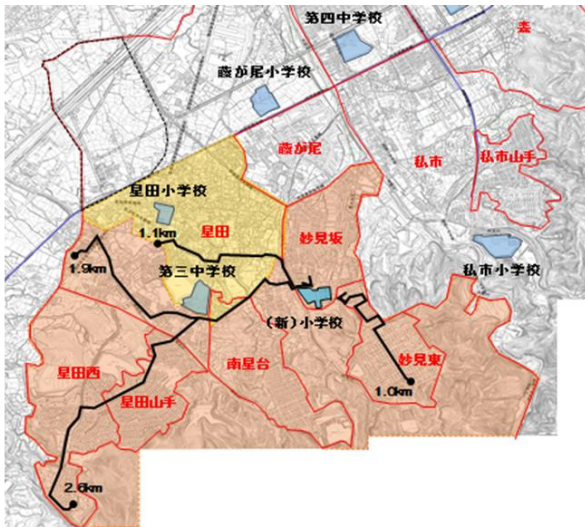
学校統合案(23)



【学校統合案(23)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、旭小学校敷地に新しい小学校を設置

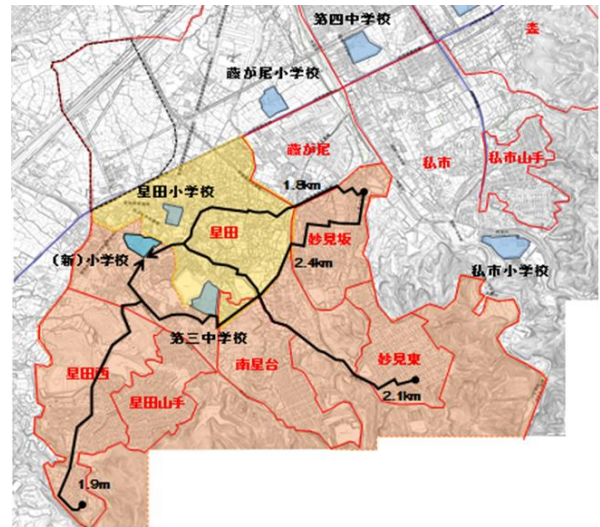
学校統合案(24)



【学校統合案(24)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

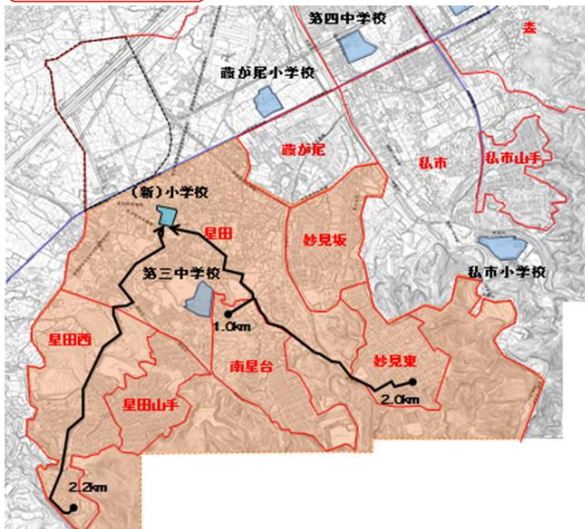
学校統合案(25)



【学校統合案(25)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、旭小学校敷地に新しい小学校を設置

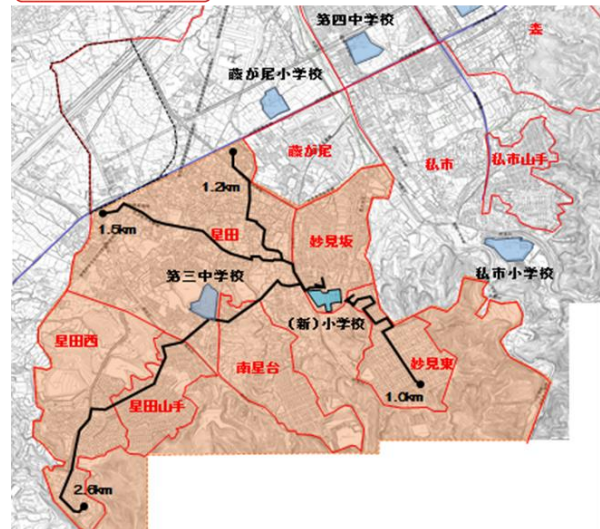
学校統合案(26)



【学校統合案(26)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、星田小学校敷地に新しい小学校を設置

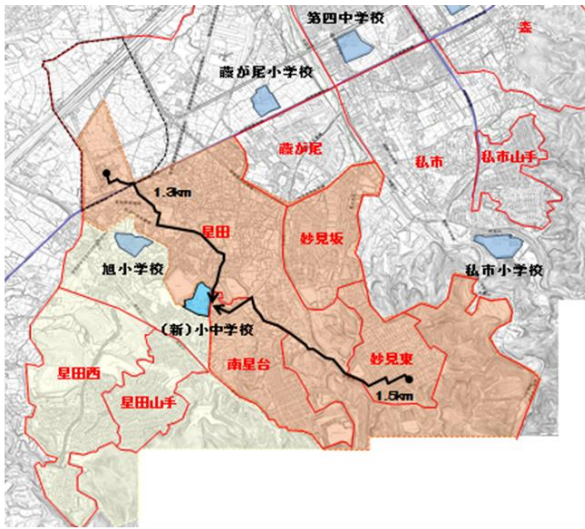
学校統合案(27)



【学校統合案(27)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

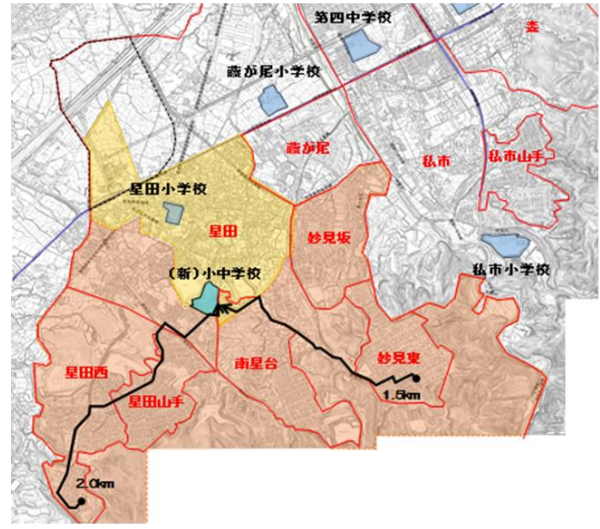
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

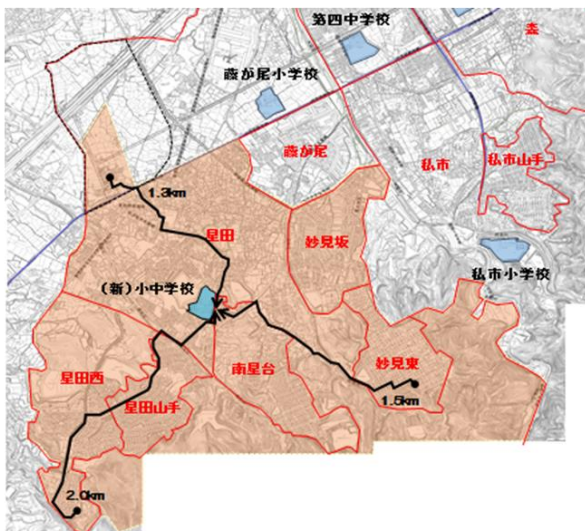
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

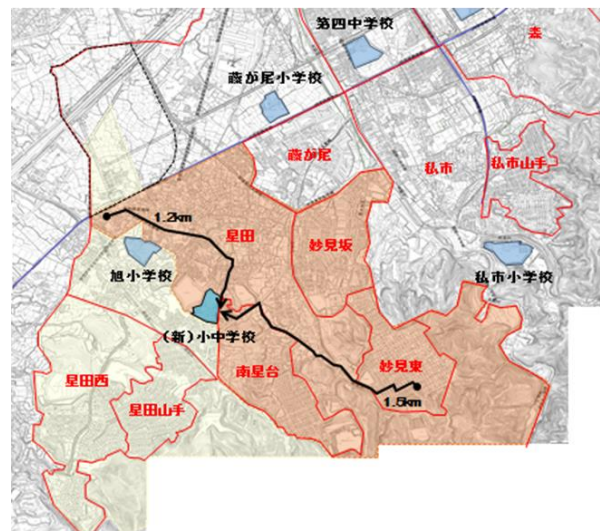
小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・
第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

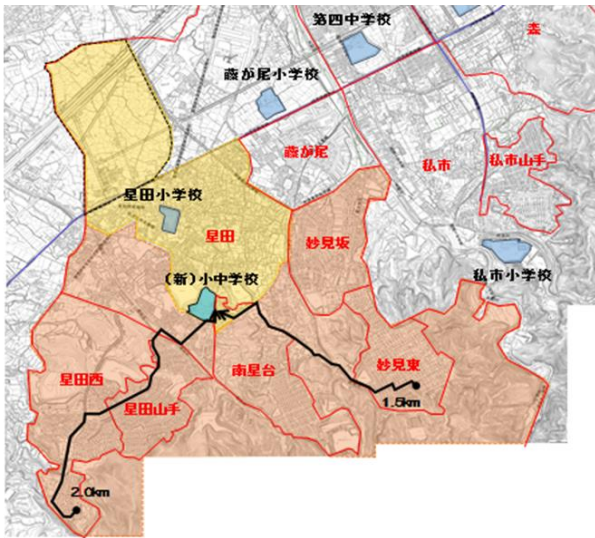
小中学校統合案(4)



【小中学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

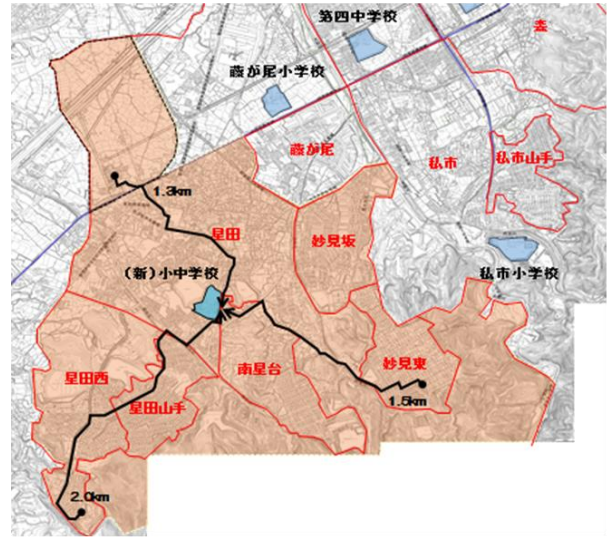
小中学校統合案(5)



【小中学校統合案(5)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

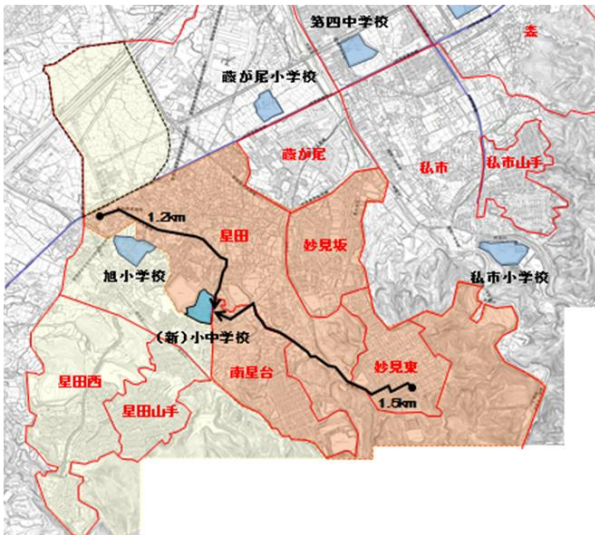
小中学校統合案(6)



【小中学校統合案(6)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

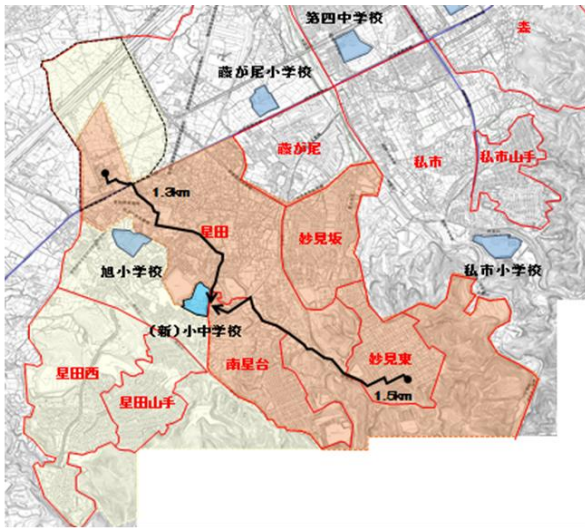
小中学校統合案(7)



【小中学校統合案(7)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

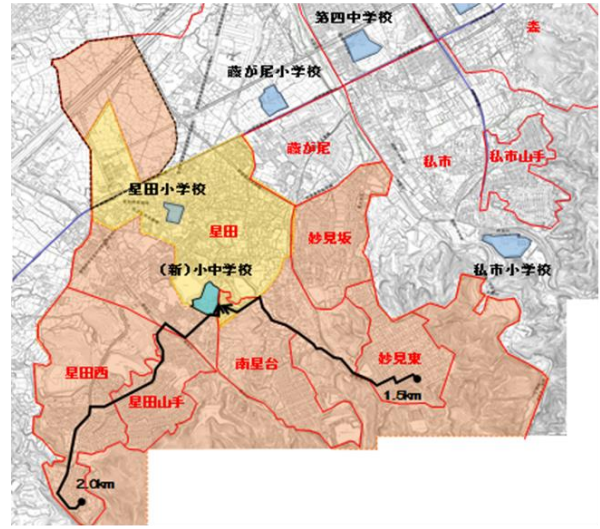
小中学校統合案(8)



【小中学校統合案(8)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

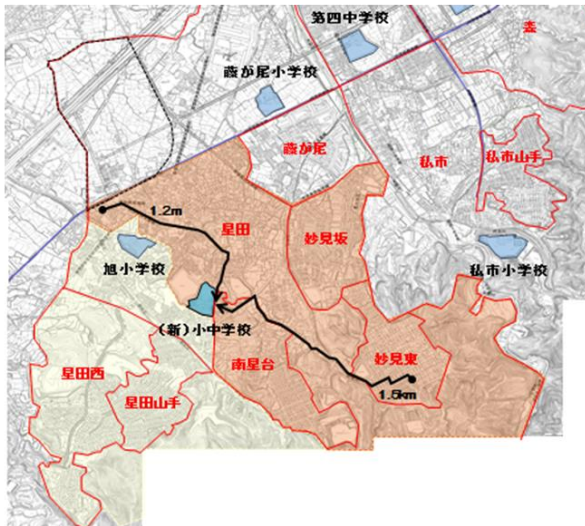
小中学校統合案(9)



【小中学校統合案(9)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

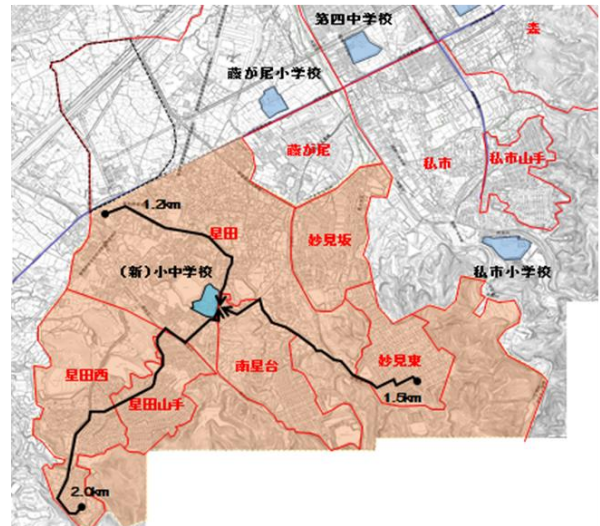
小中学校統合案(10)



【小中学校統合案(10)の概要】

- ・星田北6~9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(11)



【小中学校統合案(11)の概要】

- ・星田北6~9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

資料43 第三中学校区の学校適正配置案の評価表（1）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				
		校区分変更案(1)	学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	
		校区分変更内容	統合校:星小+妙小	統合校:星小+旭小		
		星田小学校区一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ	統合後の敷地	統合後の敷地		
			星小	星小	旭小	
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	△	△	△
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	○	○	○
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	△	○
4. 学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△	△
配置案 評価点 合計		50	80	45	35	45

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学区			
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区			
		学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	
		統合校:星小+妙小	統合校:星小+旭小		
		統合後の敷地	統合後の敷地		
		星小	星小	旭小 ^{※3}	
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積 ^{※2}	△	△	○	
配置案 評価点 合計		5	5	10	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				星田北7丁目⇒旭小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区
学校統合家(7)	学校統合家(8)	学校統合家(9)	小中学校統合家(3)	校区変更案(2)-①
統合校:星小+妙小+旭小			統合校:星小+妙小+旭小+十三中	校区変更内容
統合後の敷地			統合後の敷地	旭小学校区の一部を星田小学校区へ、星田小学校区の一部を妙葉小学校区、旭小学校区へ
星小	妙小	旭小	三中	
× ※1	× ※1	× ※1	× ※1	◎
○	○	○	◎	○
△	△	△	○	○
△	△	△	△	○
25(65)	25(65)	25(65)	45(85)	80

※ 学校統合家2・5・6、小中学校統合家1・2については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成48年度以降、児童数の減少により「◎」となる見込み。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区			
学校統合家(7)	学校統合家(8)	学校統合家(9)	小中学校統合家(3)
統合校:星小+妙小+旭小			統合校:星小+妙小+旭小+十三中
統合後の敷地			統合後の敷地
星小	妙小	旭小 ^{※3}	三中
× ※4	○	○	× ※5
0(5)	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 学校統合家の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積(1,322㎡)を合計した21,057㎡(うち194㎡は実跡地等)とする。

※4 平成48年度以降、児童数の減少により「△」となる見込み。

※5 平成34年度以降、児童数の減少により「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第三中学校区の学校適正配置案の評価表（2）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒ 藤が尾小学校区	星田北6,7,8,9丁目 ⇒星田小学校区		星田北6,7,8,9 丁目⇒旭小学校区	星田北7丁目⇒星田小学校区(前北校、旭小学校区)、星田北6,8,9丁目⇒旭小学校区(前北校星田小学校区)
		現状の 学校配置	校区変更案(3) 校区変更内容	小中学校統合案(8) 統合校:星小+妙小+ 旭小+三小 統合後の敷地 三小	校区変更案(4)-① 校区変更内容	校区変更案(8)-② 校区変更内容
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	×	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	◎	○	○
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	○	○
配置案 評価点		50	80	45	80	80

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区	
		星田北6,7,8,9 丁目⇒星田小 小学校区 小中学校統合案(8) 統合校:星小+妙小+ 旭小+三小 統合後の敷地 三小	
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	×	
配置案 評価点		0	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合家(20)	学校統合家(22)	学校統合家(23)	学校統合家(26)	学校統合家(27)	学校統合家(28)	小中学校統合家(11)
統合家:星小+妙小	統合家:星小+旭小		統合家:星小+妙小+旭小			統合家:星小+妙小+旭小+三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小	星小	妙小	旭小	三中
△	△	△	× ※1	× ※1	× ※1	× ※1
○	○	○	○	○	○	◎
○	△	○	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	△
45	35	45	25(65)	25(65)	25(65)	45(85)

※ 校区変更案2-②-4-②-5-6-①、学校統合家10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・21・24・25、小中学校統合家4・5・7・8・9・10については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成38年度以降、児童生徒数の減少により、「◎」となる見込み。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合家(20)	学校統合家(22)	学校統合家(23)	学校統合家(26)	学校統合家(27)	学校統合家(28)	小中学校統合家(11)
統合家:星小+妙小	統合家:星小+旭小		統合家:星小+妙小+旭小			統合家:星小+妙小+旭小+三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小 ^{※3}	星小	妙小	旭小 ^{※3}	三中
△	△	○	× ※4	○	○	× ※5
5	5	10	0(5)	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 学校統合家の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積(1,322㎡)を合計した21,057㎡(うち194㎡は実験地等)とする。

※4 平成35年度以降、児童生徒数の減少により、「△」となる見込み。

※5 平成33年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。